

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険の資格管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板野町は、国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険の資格管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

板野町長

## 公表日

令和1年6月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理、給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び関連法令に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理、オンライン資格確認等に係る資格履歴管理事務および機関別符号の取得等の事務等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認
③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバ(医療保険者等向け中間サーバ等システム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、国保総合システム及び国保情報集約システム(※国保連合会に設置される国保総合システム及び国保集約システムサーバー群と町に設置される国保総合PCで構成される)
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第30項並びに国民健康保険法第9条、第113条の3第1項および第2項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の27,42,44の項並びに国民健康保険法第2条、第113条の3第1項および第2項 番号利用法附則第6条第4項 等
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22番地2 板野町役場総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22番地2 板野町役場総務課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	公表日	平成27年6月9日	平成28年11月1日	事後	
平成28年9月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日	平成28年11月1日	事後	
平成28年9月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日	平成28年11月1日	事後	
平成29年4月1日	②所属長	住民課長 水口 直美	住民課長 應地 辰夫	事後	
平成29年7月1日	公表日	平成28年11月1日	平成29年7月1日	事後	
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年11月1日	平成29年7月1日	事後	
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成28年11月1日	平成29年7月1日	事後	
平成29年7月1日	①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務	国民健康保険の資格管理、給付に関する事務	事後	
平成29年7月1日	②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認	国民健康保険法及び関連法令に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③特定健康診査及び特定保健指導等被保険者を対象とした保険事業 ④情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の照会及び提供、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録 ⑤国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継ぎ業務	事前	
平成29年7月1日	③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	国民健康保険システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、国保総合システム及び国保情報集約システム(※国保連合会に設置される国保総合システム及び国保集約システムサーバー群と町に設置される国保総合PCで構成される)	事前	
平成30年6月1日	公表日	平成29年7月1日	平成30年6月18日	事後	
平成30年6月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日	平成30年6月18日	事後	
平成30年6月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日	平成30年6月18日	事後	
平成30年6月1日	②所属長	住民課長 應地 辰夫	住民課長 楠本 剛	事後	
令和1年6月19日	Ⅱしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成30年6月18日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月19日	Ⅱしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	平成30年6月18日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月19日	Ⅳ リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更によるもの
	②事務の概要	国民健康保険法及び関連法令に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③特定健康診査及び特定保健指導等被保険者を対象とした保険事業 ④情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の照会及び提供、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録 ⑤国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継ぎ業務	国民健康保険法及び関連法令に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理、オンライン資格確認等に係る資格履歴管理事務および機関別符号の取得等の事務等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③特定健康診査及び特定保健指導等被保険者を対象とした保健事業 ④情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の照会及び提供、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録 ⑤国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継ぎ業務 ⑥オンライン資格確認に係る事務		
	③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、国保総合システム及び国保情報集約システム(※国保連合会に設置される国保総合システム及び国保集約システムサーバー群と町に設置される国保総合PCで構成される)	国民健康保険システム、中間サーバ(医療保険者等向け中間サーバ等システム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、国保総合システム及び国保情報集約システム(※国保連合会に設置される国保総合システム及び国保集約システムサーバー群と町に設置される国保総合PCで構成される)		
	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第30項並びに国民健康保険法第9条等	番号法第9条第1項、別表第一 第30項並びに国民健康保険法第9条、第113条の3第1項および第2項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 等		
	②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の27,42,44の項並びに国民健康保険法第2条等	番号法第19条7号、別表第二の27,42,44の項並びに国民健康保険法第2条、第113条の3第1項および第2項 番号利用法附則第6条第4項等		